

煽動罪を「学び」、危険を「知らせ」、
廃止を「求める」

Q ⑤ では、どうすればいいのでしょうか

A ⑤ 煽動罪を「学び」、危険を「知らせ」、廃止を「求める」ことが大切です。

学ぶ

本パンフレットを学ぶとともに、TCフォーラム作成の「納税者権利憲章」を学び、納税者の権利について理解を深めていきましょう。

煽動罪の本当のねらいは、政府に反対する者を威嚇し、委縮させ自由にものが言えなくなることです。

知らせる

煽動罪は、納税者のみならず、国民の表現・言論の自由にも大きな影響を及ぼします。中小事業者、税理士、更

により多くの市民に、煽動罪の危険性について知らせ、パンフレットを読んでもらいましょう。

煽動罪の廃止を求めることは、憲法が地域・暮らしに生かされる社会づくりと一体です。

求める

煽動罪規定を廃止するには、国会での通則法改正が必要となります。私たちTCフォーラムは、煽動罪（通則法126条）の廃止に向けて、多くの皆さんに運動への参加を呼びかけます。

しかし、「共謀罪」と同様に、国民の言論自由に関わる大問題を内包しています。

そもそもなぜ国犯法22条があったのか

この国犯法22条の「煽動罪」は、昭和23年に急きよ加えられた条項です。当時は敗戦後の米軍占領下でした。国民の大多数が、急激なインフレ、食糧の欠配、預金封鎖などで生活破綻の済に追い詰められ、加えて割当課税など苛酷な負担が圧し掛かり、米軍の武力を背景にした徵税が展開された時期にも当たります。これに抗議する大衆的な運動が各地で勃発しました。

そして昭和23年。政府は、懸案の「取引高税」の実施を決意しました。その施行を秋に控えた時期でした。その当時予想される反対運動を抑える目的でこの「煽動罪」が特別に加えられたのです。

●もとは国税犯則取締法にあった規定

脱税捜査の手続を定めた国犯法は通則法の平成29年度税制改定とともに廃止されました。そして、国犯法の見直しを行い片仮名・文語体表記を現代語に直して国税通則法に編入するという改定でした。

国税通則法第11章犯則事件の調査及び処分が新たに設けられ、国犯法のほとんどが編入されました。ところが、国犯法第22条が、第10章罰則に組み込まれ126条となったのです。

政府は、これまで国犯法にあった「煽動罪」(22条)を通則法に移し換えただけと説明しています。

この「煽動罪」は、治安維持法の再来とされる「共謀罪」の激しい論議に隠れて充分な報道もなされないまま国会で成立しました。議論もないまま編入されてしまったのです。そのため世間にはほとんど知られていません。



TCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-13-2
TEL03-3980-9101 FAX03-3980-5646
ホームページ <http://tc-forum.jp/>

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)とは

TCフォーラムのTはTaxpayer(納税者)のTを、CはCharter(憲章)のCを意味します。

1970年代後半以降、1975年フランスにおける「税務調査に関する憲章」制定に始まり、ドイツ（旧西ドイツ）、カナダ、イギリス、ニュージーランド、アメリカ、インドで、納税者権利憲章や納税者権利章典などの納税者の権利保障制度が整備されました。このような世界的な気運の中で、我が国においても納税者権利憲章案が各団体から出され、制定を望む声が高まり1993年4月、TCフォーラムを結成し活動しています。

税金の 煽動罪 って何？

国税通則法126条

自由にものが言えなくなってしまいます



「煽動罪」という言葉
はあまり日常生活
になじみがありませんが、いったいどん
な法律なのでしょうか。まずは知ること
から始めましょう。

詳しくは中面へ

**違法行為を決意させたら
3年以下の懲役・20万円以下の罰金**



Q ① 煽動罪とはなんですか

A 1 無申告や虚偽の申告、徴収もしくは納付をしないことを煽動した者は、3年以下の懲役または20万円以下の罰金に処する罪のこと。煽動とは、文書や言動により人の感情に強く訴えて、特に違法な行為を決意させるか、またはすでに生じている決意を助長するようにおりたてることとされており、煽動後に犯罪の実行があったのかどうかは問われません。

2017（平成29）年度の税制改正により廃止となった国税犯則取締法（国犯法）の第22条にあった煽動罪の規定が、国税通則法（通則法）に組み込まれ、第126条として存続されます。この改正は、2018（平成30）年4月1日から施行されています。

国税通則法126条

第1項 納税者がすべき国税の課税標準の申告（その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。）をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第2項 紳税者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、又は国税の徴収若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も前項と同様とする。

**ネット上に書き込みを
するだけで処罰可能**



Q ② 煽動罪が国税通則法に規定されたことで どのような問題がありますか

A 2 煽動罪の対象には、納税者やその従業員、さらには近い将来の納税者やその従業員となる可能性のある人にまで広げられ、それらの人が不特定の者か、特定していくても多数者であればこの罪は成立します。

しかも、直接の煽動行為だけでなく、これらの人々に「伝達」されることを予期してなされた場合にも煽動罪となるというのです。刑法には、似た犯罪として教唆犯があります。教唆はそそのかされた者が犯罪を実行しなければ成立しませんが、煽動罪は煽動行為が行われれば成立します。かなり危ういものです。

たとえば、「税金を払うのはやめよう」という宣伝物を配布したり、ネット上に書き込みをしたりするだけで処罰可能になります。そうすると、国民の意見が検閲されたり規制されたり、さらには、報道・出版・放送・映画の自由までもが侵されることになりかねません。納税者団体や業種団体、労働組合などに対する「弾圧」の武器になるかもしれません。憲法違反のおそれが強いものです。

煽動罪という刑罰規定は、事実上「死文化」していたものですから、このような罪と罰が今の時代に必要なものかが問われます。

**平和のビラを配布・置いた
だけで罪**



Q ③ 今までに煽動罪が適用された ことはありますか

A 3 1952（昭和27）年2月、「重税に苦しむ業者の皆さん、私達の生活は今破滅の所まで来ている。税金なんか一文も払えない所に来ている」と、平和のために再軍備の徴税に反対するビラ1500枚を朝日・読売新聞朝刊折り込みで配達依頼しました。さらに、沼津市内の喫茶店のテーブルの上に同じビラ5枚を置いたことも多数の閲覧できる状態にしたとして煽動した罪を問われました。

静岡地裁は、「文書による煽動行為が成立するには、その文書が相手方の閲覧可能の状態にしただけでは足らず、又相手方がその文書の内容を感覚的に認識したことでも充分ではなく、相手方がその煽動文書を読んだ上にその内容を理解したことが必要で

ある」とし、被告人に懲役4月、執行猶予2年の判決。しかし、1953（昭和28）年7月、控訴審では「その文書を他人によって閲読され得るような状態におくにおいては、煽動罪は成立する」として第一審判決より重い懲役6月、執行猶予3年と判決しました。そして最高裁は翌年5月、上告を棄却し刑は確定しました。



**二人以上は共謀罪・
一人でも煽動罪**



Q ④ 共謀罪と関係はありますか

A 4 共謀罪法の対象犯罪は277も掲げていますが、その対象犯罪にテロとはあまり関係のない所得税法・法人税法・消費税法などの違反も含まれています。

これらの法律は原則として脱税などを実行した行為を罰しますが、共謀罪法は、二人以上の者が脱税などの「計画」や「準備行為」をした場合に、犯罪として成立します。すなわち「合意」を処罰の対象とします。「合意」というように、人と人とのコミュニケーションそのものが犯罪行為となるため、盗聴や潜入捜査など恣意的な検挙や日常的に市民のプライバシーに立ち入って監視するような捜査が行わ

れ、内心の自由を脅かすことになります。

共謀罪法の本当のねらいは、政権に反対する勢力を抑え込み、黙らせ、運動を潰し、戦争する国に向けて市民監視社会をつくることに目的があるといえます。

煽動罪が、不特定の者又は多数の者に対し、犯罪の決意を生じさせる程度で成立するという処罰の条件が曖昧という点と政府に反対する者を威嚇し、萎縮させるという点で共謀罪法と共通点があるといえるでしょう。

